

総務企画常任委員会会議記録

1. 日時 平成28年3月10日(木)
午後4時55分 開会 午後5時10分 終了
平成28年3月11日(金)
午後1時30分 開会 午後3時32分 休憩
午後3時45分 再開 午後4時30分 終了
平成28年3月14日(月)
午前10時00分 開会 午前11時36分 終了
平成28年3月22日(火)
午前10時40分 開会 午前11時28分 休憩
午前12時06分 開会 午前12時08分 終了
2. 場所 第2委員会室
3. 出席委員 井田秀喜委員長、二木攻副委員長、高野哲郎委員、片山瞬次郎委員、
出戸清克委員、宮西健吉委員、宮川吉男委員、橋本米子委員
4. 欠席委員 なし
5. 委員会の議題
＜消防本部＞
【総務課】
・議案第31号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び小松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について中関係部分
【予防課】
・議案第49号 小松市火災予防条例の一部を改正する条例について

＜総合政策部＞
【経営政策課】
・議案第28号 ふるさとこまつを未来へつなぐ条例について
【人事育成課】
・議案第31号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び小松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について中関係部分
・議案第32号 小松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例について

- ・議案第 33 号 小松市職員の退職管理に関する条例について
- ・議案第 34 号 小松市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【財政課】

- ・議案第 50 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

【公立大学準備室】

- ・報告事項 (仮称) 公立小松大学の概要について

<行政管理部>

【総務課】

- ・議案第 29 号 小松市行政不服審査に関する条例について
- ・議案第 30 号 小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

【飛行場課】

- ・議案第 38 号 小松市有線ラジオ放送施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

【税務課】

- ・議案第 35 号 小松市本社機能立地促進のための市税の課税の特例に関する条例について

<上下水道局>

【料金業務課】

- ・議案第 45 号 小松市公共下水道条例の一部を改正する条例について

6. 委員長報告の要旨

総務企画常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。本委員会に付託されました案件は、「議案第 28 号ふるさとこまつを未来へつなぐ条例について」を初めとする議案 12 件であります。

これらの案件につきまして、活発な質疑応答を行い、慎重なる審査を行いました結果、賛成多数をもって、原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以下、審査の過程におきまして、さまざまな意見や要望が出されましたので、その一端について御報告申し上げます。

■はじめに、議案第 28 号ふるさとこまつを未来へつなぐ条例についてであります。

昨年の 9 月定例会で否決しました「未来へつなぐふるさとこまつに恋する条例について」の実質的な修正案であります。本条例は、目的、定義、基本理念、行動指針、市及び市関係団体の役割について、明確化され、本市の基本構想やビジョン、行動計画など、まちづくりの重要な指針となる構想や計画の位置付けを本条例が定めるものであり、「子どもたちのため、ま

だ見ぬ次世代のため、残したい自然がある。そして、伝えたい文化がある。」と条例内の前文にある通り、大切なふるさとこまつを未来へ繋ぐための条例として、全会一致で原案通り可決すべきと決しました。

また、本条例による義務化、権利の制限がないことを本委員会で確認いたしました。

■次に、議案第 45 号小松市公共下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

下水道法第 10 条及び小松市公共下水道条例第 4 条では、公共下水道が供用開始された場合、排水設備設置の義務が定められております。

改正案では、接続の猶予期間を設けたうえで、生活困窮者や高齢者などへは十分配慮し、経済的理由等正当な理由が認められない場合は、段階を踏んで、特別指導、勧告、更に従わない場合、「土地又は建物の所在地」を公表できる制度で、平成 30 年 4 月 1 日施行とのことであります。本条例に対し、一部の委員からは、「公表」ではなく、「勧告」に止めるべきとの反対意見もありました。

誰もが認める悪質な場合の公表の方策など、ガイドラインを定めながら、接続可能地域へは、より強く接続促進を図り、更には、接続率を向上させ「公共の秩序」を高めていくとのことであります。

今後、条例に係る規程・要綱の改正がある場合は、議会と十分協議し、事前に報告すること及び、運用に際し、慎重に期すよう強く求めました。

■次に、報告事項（仮称）公立小松大学についてであります。

現在、小松短期大学やこまつ看護学校に勤められている教職員の方々の意向調査をされたということですが、雇用に関しては、これまでの地域貢献や教育の実績などを十分に配慮するよう求めました。

また、母校がなくなる両校（小松短期大学、こまつ看護学校）の卒業生、同窓会等に対し、丁寧に対応するよう求めた他、卒業証明書発行などの事務処理について、遺漏のないよう移行することを求めました。

最後に一言申し添えます、今定例会で上程された条例案に限らず、国の法令に準じない市独自の政策条例や、市民生活に影響を及ぼす条例の制定・改廃についても、一定の準備期間を設けて、事前に議会及び市民と十分に協議すること。

以上